
令和3年度子どもゆめ基金助成活動を募集します
～今だからこそ！子どもの体験活動・読書活動等を推進しよう！～

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、10月1日より、令和3年度子どもゆめ基金助成活動の申請受付（①体験活動・読書活動、②教材開発・普及活動）を開始いたします。

「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子どもの未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設され、これまでに延べ約6万3千件の活動を支援してきました。

未来を担う夢を持った子どもの健全育成を推進するため、自然に触れ親しむ活動、科学実験教室等の科学体験活動、異年齢間の交流を促進する活動、絵本の読み聞かせ会などの読書活動といった地域の草の根団体が実施する体験活動や特色ある新たな取り組み、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、さまざまな体験活動や読書活動等への支援を行っています。

また、経済的に困難な状況にある子どもを対象とした体験活動や読書活動を行う場合は、通常は助成の対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費について助成の対象としています。

このほか、子ども向けのデジタル教材を開発し普及する活動への助成も行っています。

子どもゆめ基金の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

子どもゆめ基金



イラスト/西村キヌ

～募集要項（概要）～

【①体験活動・読書活動（一次募集）】

○申請期間 2020年10月1日(木)～郵送申請：2020年11月10日(火)消印有効
電子申請：2020年11月24日(火)17時まで

○助成の対象となる活動

- (1)子どもを対象とする活動（体験活動・読書活動）
- (2)子どもを対象とする活動を支援する活動（講演会、指導者養成等）

○助成の対象となる団体

- (1)公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
- (2)特定非営利活動法人
- (3)上記(1)(2)以外の法人格を有する団体（次の①～③を除く）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4)法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

○助成金額 1活動当たりの助成金額は2万円以上限度額までとなります。
市区町村規模：2万円～50万円（標準額）【限度額：100万円】
都道府県規模：2万円～100万円（標準額）【限度額：200万円】
全国規模：2万円～300万円（標準額）【限度額：600万円】
※活動実績のない団体は原則として標準額を限度とします。

○助成の対象となる経費

活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他の経費）

【②教材開発・普及活動】

○申請期間 2020年10月1日(木)～電子申請のみ：2020年11月4日(水)17時まで

○助成の対象となる活動

子どもの体験活動や読書活動を支援・補完することを目的として、インターネット等を通じて提供することができる教材の開発・普及活動及び、既に開発が完了しているソフトの改修等により行う教材開発・普及活動。

○助成金額 500万円（標準額）【限度額：1,000万円】

○助成の対象となる経費

開発企画・事務費、システム設計費、制作費、及びこれらの業務にかかる直接人件費、委託費、普及事業費

【申請に関するお問い合わせ先】

○名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部 助成課

○住所 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

○TEL フリーダイヤル(無料)0120-579081

○E-mail yume@niye.go.jp

○ホームページ

子どもゆめ基金概要 <https://yumekikin.niye.go.jp/>

募集案内 <https://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/index.html>